

林政審議会施策部会での主なご意見等と検討方向

平成30年12月

林野庁

林政審議会施策部会委員の主なご意見等と対応方向

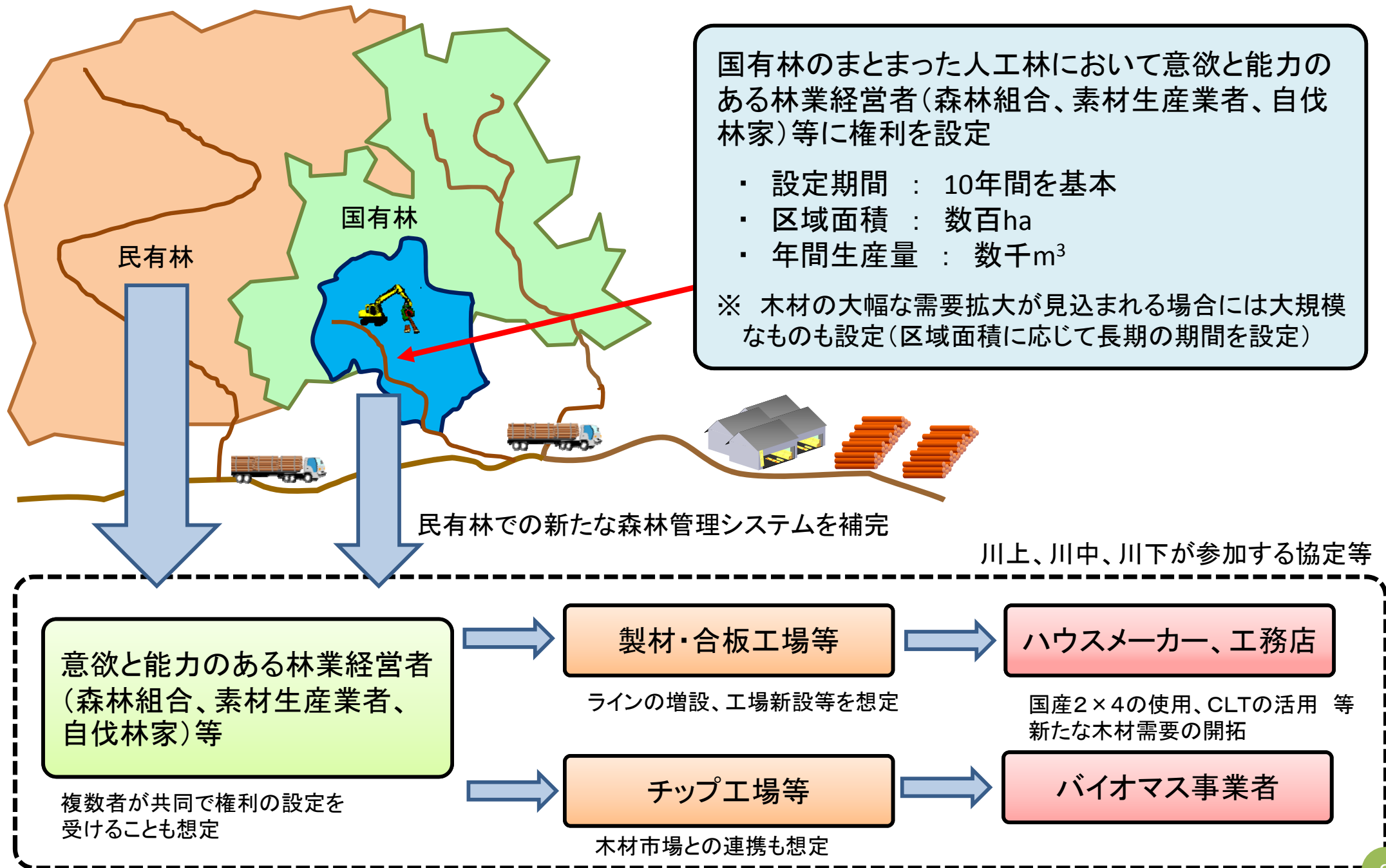
主なご意見等	検討方向
<p>権利の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 物権的権利の内容、他の類似の権利との違い等について示してほしい。 ○ 権利設定の期間や規模など本スキームのモデルを示してほしい。 ○ 計画を認めた上で伐採させるということだが、違反した場合のペナルティは設けないのか。 ○ 権利の移転は可能か。 ○ 権利の対価の支払いはどのようにするのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存のみなし物権との関係性について参考1(P. 2)のとおり整理。 ○ 新たなスキームのモデル(イメージ)について参考2(P. 3)のとおり整理。 ○ 施業の計画によらずに立木の伐採を違法に行った場合は、 <ul style="list-style-type: none"> ① 権利の取消し ② 一定期間、他の区域で権利者となることを禁止等のペナルティを課す考え。 ○ 権利の移転先の林業経営者が、「意欲と能力のある林業経営者」に該当するか、木材の需要拡大を行う川中・川下事業者と連携する者であるかなど権利設定時と同様の要件を満たすと農林水産大臣が認めた場合に限り、権利の移転を可能とする考え。 ○ 長期・安定的に立木を独占して伐採できるといった権利の特色を踏まえ、権利の対価(長期・安定的に立木を独占して伐採することで期待される利益増加分の一部)について権利取得時に納入を求める考え。

(参考1) 既存のみなし物権との関係性の整理

既存のみなし物権と国有林の新たな権利との差異について

	のみなし物権の例		新たな権利の検討方向 (案)
	鉱業権	漁業権	
権利内容	鉱区において <u>独占して</u> 鉱物を採掘し、及び取得すること	共同漁業、定期漁業又は区画漁業を <u>独占して</u> 営む権利	国有林野の一定の区域において <u>独占して</u> 立木を伐採及び取得すること
区域の有無及び指定等の方法	<u>鉱区</u> を事業者が申請し、これを <u>経済産業大臣</u> が登録	漁業種類ごとの <u>漁場の区域</u> を知事が定める	国有林野の資源状況等を踏まえ一定の <u>区域</u> を農林水産大臣が設定
権利を付与する方法	経済産業大臣による設定の <u>許可</u> （行政処分）	知事による <u>許可</u> （行政処分）	農林水産大臣による <u>権利の設定</u> （行政処分）
権利の対価	なし	なし	あり
存続期間	上限なし	5年又は10年	10年を基本、上限50年
排他性	<u>あり</u> （他者が鉱物を採取することができない）	<u>あり</u> （他者が漁業を営むことができない）	<u>あり</u> （他者が国の所有に属する立木を伐採できない）
権利行使の規制方法 (主なもの)	鉱物の掘採計画等を内容とする <u>施業案</u> を <u>経済産業大臣</u> が認可	組合管理漁業権の場合における <u>漁業権行使規則</u> を知事が認可 知事が制定する <u>漁業調整規則</u> による規制	具体的な <u>施業の計画</u> を作成し、 <u>国</u> が <u>認める</u> ことで権利を実行できる仕組み

(参考2) 新たなスキームのモデル (イメージ) について



主なご意見等	検討方向
<p>権利設定を受ける者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本制度が、投資目的・転売目的などで利用されないか気になる。 ○ 資金が潤沢な企業が権利を得てしまい、地域の森林組合や素材生産業者が圧迫されてしまうのではないか。 ○ 意欲と能力のある林業経営者の「能力」については、具体的にどのような能力を求めているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域で活躍する意欲と能力のある林業経営者(森林組合、素材生産業者、自伐林家等)が対象となるよう、 <ul style="list-style-type: none"> ① 効率的かつ安定的に事業を確実に行う技術的能力と経理的な基礎を有すること(都道府県が公表している意欲と能力のある林業経営者又はそれと同等の能力があると認められること)を要件化し、投資のみを目的とする者は対象としない考え ② 権利設定の面積、期間については、地域の意欲と能力のある林業経営者(森林組合、素材生産業者、自伐林家等)が地域の森林の実態を踏まえて対応できる規模(数百ha・年間数千m³の素材生産量)を想定し、設定期間は10年間を基本とする考え。 ○ 単独だけでなく複数者が共同(協同組合等)で権利の設定を受けることで、地域での素材生産、製材等の水平連携を促進する考え。 ○ 効率的かつ安定的に事業を確実に行う技術的能力と経理的な基礎を有することが必要との考え。 ⇒森林経営管理法に基づき、都道府県が公表している意欲と能力のある林業経営者又はそれと同等の能力があると認められること。

<p>主なご意見</p>	<p>検討方向</p>
<p>川中・川下との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「民有林を圧迫しない者」とはどのような基準で判断するのか。 ○ 川中・川下とのサプライチェーンを作ることはいいことだが、実行段階での検証はどうするのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民有林からの供給を圧迫しないよう、 <ul style="list-style-type: none"> ① 国産材供給量の増大へのニーズがあるなど民有林と連携して林業・木材産業の振興を図ることが可能な地域で区域を設定する考え。 ② 木材の新規の需要開拓（CLT等、国産2×4の活用、非住宅建築物、輸出等）を行うなど、新たな木材需要の拡大を行う川中、川下事業者と連携して活動すると認められる者に限り権利を設定する考え。 ○ 川上から川下までの連携を含む計画を申請時及び5年毎に作成させる考え。また、実行結果の報告を提出させるとともに、必要に応じて調査等を行うこととする考え。
<p>公益的機能の発揮</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 権利設定を受ける者には公益的機能の発揮について知識が必要ではないか。 ○ 公益的機能の維持が必要であり、きちんと守られているか国が監督すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 権利の設定を受けた者が、施業する区域内の立木を伐採するためには、施業の計画を5年毎に作成し、これを国が認めた場合に伐採できる仕組みとする考え。 ○ 国は、公益的機能の確保のため、現行の国有林のルール（一カ所の伐採面積の上限、尾根や溪流への保残帯の設置、伐採総量の上限設定等）を遵守させる考え（公益的機能の確保が図られるとともに、短期間に大量の伐採などは行われぬ）。また、実行結果の報告を提出させるとともに、跡地の検査等を行うこととする考え。

主なご意見等	検討方向
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国有林材のうち、どの程度が今回の制度の対象となるのか。 ○ 今後のロードマップを示してほしい。 ○ 公平性、透明性の担保についてどのように考えているのか。PDCAサイクルを回す上で、外部の意見を聴きながら行うべき。 ○ 地域への影響が大きく、都道府県や市町村の意見を聴くべきではないか。 ○ サプライチェーンを作るための製材工場等の設備投資には、国からの支援が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後見込まれる国有林材の増加分の中で、従来の方式に加え新たなスキームを導入。 ○ 次のようなロードマップを想定しているところ。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成31年2～3月 法律案の閣議決定、国会への提出(予定) ・ 平成31年 4～6月 国会での審議(予定) (国会で法律が成立した場合) ・ 平成32年 4月 改正法施行(予定) ○ オープンな形で事業者の選定を行うなど公平性、透明性を確保するとともに、PDCAサイクルのような形で運用の改善を工夫する考え。 ○ 地元都道府県や市町村の意見を反映させられるよう検討する考え。 ○ 木材利用の拡大対策など林業成長産業化に資する予算について、引き続き、確保に努める考え。